

「一般高圧ガス引渡し先保安台帳」 記載要領解説

原票~台帳作成~更新

2012年3月 販売主任者研修会



書式改訂の目的



- ・旧様式の書きにくさ (説明不能)
- どこまで書くべきかわかりにくかった
- ・ 更新のしづらさ(塩漬け保安台帳)
- デジタル化への対応
- ・引渡し先への公開、更新協力の要請

兵庫県高圧ガス容器保安対策指針

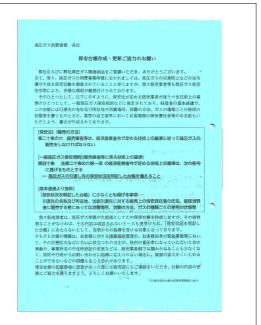
- 4 供給事業者がとるべき措置
 - 1 一般・・則第40条第1号に定める高 圧ガスの引渡先の保安状況・・を明 記した台帳を備え、常にこれを更 新する。
- 5 消費事業者がとるべき措置
 - 6 保安台帳の作成と更新に協力する。

保安台帳の作り方

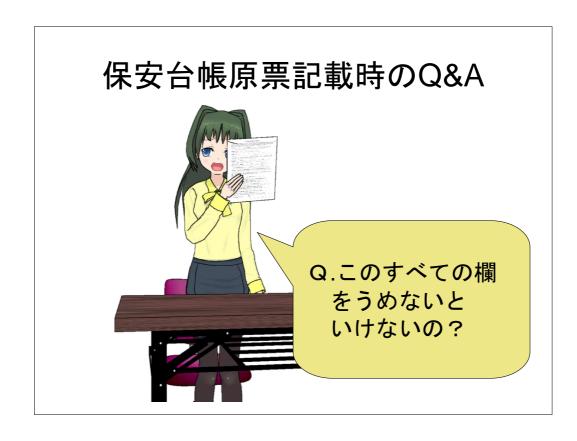
- 1.「原票」の記入を引渡し先に依頼する
- 2. 完成した「原票控」を引渡先に渡し、保管を依頼
- 3. 裏面「保安台帳・作成のお願い」を読んでもらう
- 4.(「原票」にない情報収集を行っておく)
- 5. 保安台帳自身に転記、またはシステム入力する
- 6.「原票」内容以外を記入、または入力する
- 7. 保安台帳(紙面)をしかるべき場所に保管する

(新規取引開始時)

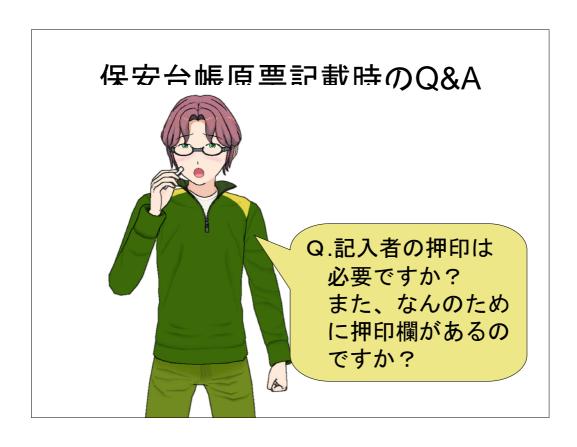




「引渡先保安台帳作成原票」



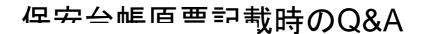
- Q. すべての欄を記入しないと いけないですか?
- A. 部分的に選択する場所がありますが、基本的にはすべての項目を埋めていただきます。



- Q. 記入者の押印は必要です か?また、なんのために押 印欄があるのですか?
- A. 法的には必要ありませんが、 できるかぎり押印しても らってください。・・・



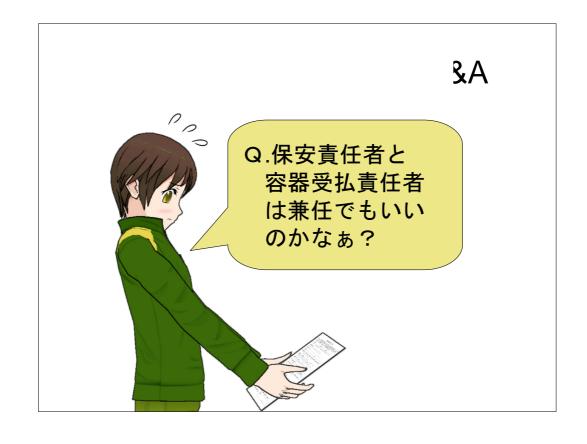
- Q. 消防法第9条の3届出とはな んですか?
- A.アセチレン40kg以上、LPG 300kg以上などを消防署に届 ける義務のことです。詳し くは消防法をご覧ください。





Q.許認可状況は、他の 業者から購入してい るガスでの許認可で あっても書くのです か? Q. 許認可状況は、他の業者から購入しているガスでの許認可であっても書くのですか?

A. 必要です。 · ·



- Q. 容器受払責任者と保安責任者 は兼任は可能ですか?
- A. 可能です。ただし、両者の 業務内容には違いがあるため、 両方の仕事ができる、あるい は具体的な仕事を委託できる のであればOKです。

保安台帳原票記載時のQ&A



·責任者と 受払責任者 どっちが でいう容器 者なんだ?

- Q. 容器受払責任者と保安責任者 のうち、指針で言う容器管理 責任者はどちらですか?
- A. 容器受払責任者です。指針は 兵庫県版ですが、台帳は全国 共通の書式を利用しているため、名称に齟齬があります。

保安台帳原票記載

Q.容器管理責任者 と保安責任者の それぞれ具体的な 仕事って?



Q. 容器管理者の仕事とは?

A. 容器管理責任者の業務

- 容器の管理業務 持出容器の記録や授受時の立会いと 記録または受取書類による所在管理
- 日常点検の管理状況の把握

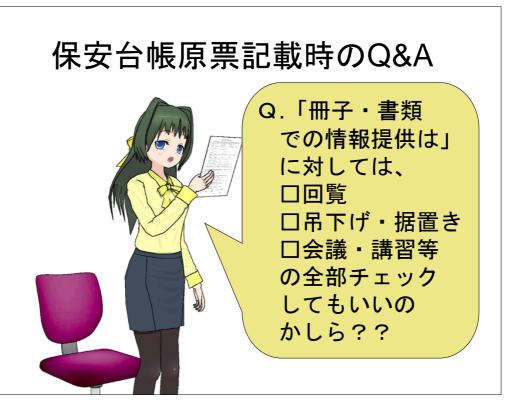
定期点検、指導対応、社内教育、最新保安情報の入手事業所内周知の実施、保安台帳更新項目の連絡



- Q. 容器の受取り立会いは、必ず 容器管理責任者が行わなけれ ばならないのですか?
- A. 容器管理責任者の支持・命令 の下で行われるのであれば、 代理者でも問題ありません。

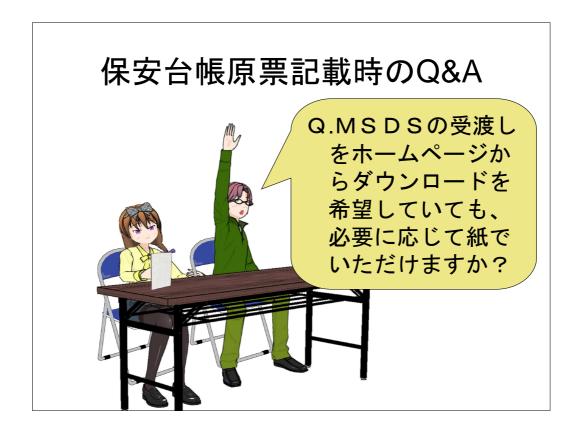


- Q. 消費の場所でいうところの現 場持出とはなんですか?
- A. 容器を販売店が契約した事業 所の管理区域内以外へ持ち出 す場合のことです。販売店が 容器管理している場所以外へ 移動するため管理が必要です。



Q. 保安情報の周知方法がさま ざま考えられる場合は、す べてにチェックしておいて もいいですか?

A. OKです。



Q. MSDSの受け渡しをホーム ページからダウンロードを希 望していても、必要に応じて 紙でいただけますか?

Α.





「一般高圧ガス引渡し先保安台帳」

台帳の作成

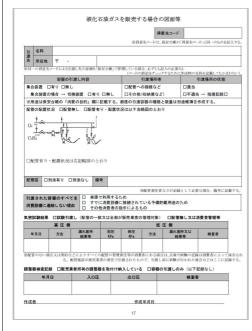
台帳の作成

管理委託(代理登録)/本数

与契	n		貸与開始日				設 備 明 細								
县 契 約			年 月 日								□有	□無			
関	貨上設備印	7	年	月	B						□有	□無			
追	原明組		年	月	B						□有	□無			
	निर्		年	月	B						□有	□無			
	置	場距離	等			m	第二種	m	消費の場所	事業所内	現場持	出			
	_	買 器 1			•	_	´定 <i>&</i>	かた容	器貸与	期限					

台帳の作成



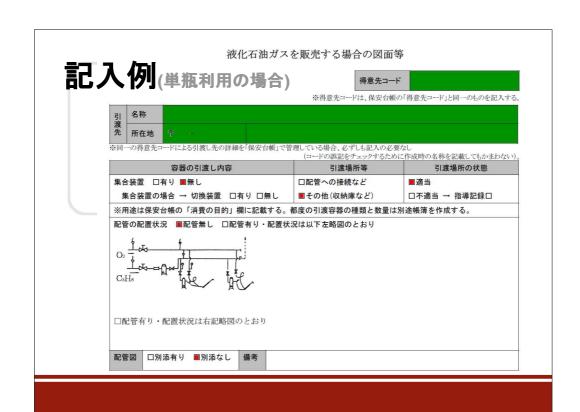


≪基本通達≫

第41条関係

- (1) 第1号中「保安状況を明記した台帳」には少なくとも、次に掲げる事項を記載するものとし、 様式は任意とするが、一例を次に示す。
- 1. 引渡先の名称及び所在地
- 2. 引渡先に対する販売上の保安責任者(できるだけ販売主任者免状又は製造保安責任者 免状を所有する者が望ましい。)の氏名
- 3. 引き渡した容器の種類及び数量
- 4. 消費者に直接販売する販売業者にあっては、 引き渡した容器から消費者における最初の閉 止弁までの配置図又は、配管の配置状況及 び漏れ試験の結果並びに引き渡した容器を 配管に接続したか否か及び接続しない場合 はその理由
- 5. 卸売業者にあっては、引渡先の届出年月日

台帳の作成



記入例 単便で利用するため 引渡された容器のすべてを ■ □ すでに消費設備に接続されている予備貯蔵用途のため 消費設備に連結しない理由 □ その他消費者の指示によるもの 気密試験結果 □試験引渡し(配管の一部又は全部が販売業者の管理対象) ■配管無し又は消費者管理等 低圧側 高圧側 漏れ箇所 漏れ箇所又は 初圧 終圧 年月日 方法 検査者 結果等 KPa **KPa** 結果等 ※配管のない場合又は契約などによりすべての配管の管理責任等が消費者にある場合は、点検や試験の記録は消費者によって保存され る。配管施設が販売業者の責任で引渡されたもので、引渡し前に試験が行われた場合などはここに記録する。 調整器検査記録 □販売業者所有の調整器を取付け納入している ■容器の引渡しのみ(以下記録なし) 入口圧 検査者 年月日 出口圧 作成者 作成年月日

●「原票」からの転記で終わる部分はグレーで塗りつぶしています。 一般高圧ガス引渡先保安台帳 【医療用途を除く消費者及び販売業者】 販売責任者 (販売主任者) ■取引先が販売業者の場合 届出 年 月 周知日付 \Box 周 周知した者の氏名 周知が 知 □ 要/ 周知日付 年 月 \Box 年 月 日 年 月 B 年 月 \Box 記 □ 不要 な引渡先 録 周知した者の氏名 保安情報の ポスターちらし類 □貼出など 周知方法の確認

台帳の作成

●「原票」からの転記で終わる部分はグレーで塗りつぶしています。

9	実	施日		点検・保安・講習等に関する事項	対応措置	対象者	別添
	年	月	В				
	年	月	В				
	年	月	В				
	年	月	В				
	-						

						1-										
保安責任者 (販売業者)	年	月	⊟~	年	月	日~	年	月	⊟~		年	月	⊟~	年	月	⊟~
	年	月	⊟~	年	月	⊟~	年	月	⊟~	:	年	月	⊟~	年	月	⊟~

台帳の作成

保安台帳の更新方法

- 1. 定期的(毎年)に保安台帳の内容を通知する。
- 2. 台帳の変更の連絡があれば内容を更新する。
- 3. 保安台帳(紙面)をしかるべき場所に保管する。
- ※システム入力したものは、出力して差し替える
- ※保安台帳の内容通知は、「原票」部分を抜き出 して提供し、返信の方法をあわせて伝達する。

台帳の更新

適宜更新のために・・

- ●消費者への更新依頼(原票裏面)
- ●消費者へ内容公開(原票提供)
- ●適宜更新(機械化)
- ●定期的更新確認(連絡の自動化)

指針進捗管理のために・・

- ◎契約·MSDS·周知·容器所有
- ◎容器管理責任者•社内周知体制



ZYR

保安台帳記載要領解説

ZYR

ZYR

2012年3月 販売主任者研修会 http://yozaisho.com